

新潟市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 1 月 20 日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第 8 号

新潟市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の単身赴任手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第36号）

の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「同法第28条の2第1項」及び「（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による採用は、この規則による改正後の新潟市職員の単身赴任手当に関する規則第5条第1号に規定する採用とみなす。